

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告	ページ
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【建築都市局住宅部住宅整備課】	2
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【教育委員会事務局学校支援部学事課】	6
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2 件）【技術監理局契約部契約課】	9
○ 北九州市長野津田土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】	19
◇ 区選挙管理委員会	
○ 選挙人名簿の登録日（7 件）【行政委員会事務局選挙課】	23

北九州市公告第 274 号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年 8 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和元年 10 月 10 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

イ 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から令和元年 10 月 10 日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

(2) 期間

令和元年 9 月 2 日から同月 11 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

6 入札に参加できる者の資格

(1) 個人又は法人であること。

(2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

ア 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

(ア) 入札を取り消されたことがある者

(イ) 落札者として資格を取り消されたことがある者

(ウ) 申込みを取り消されたことがある者

(エ) 正当な理由なく契約を締結せず、又は履行しなかった者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定及び契約規則第2条の規定に該当する者

ウ 北九州市との信頼関係を損なう行為がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

(ア) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの

(イ) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

(ウ) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

a 暴力団員が事業主又は役員となっている者

b 実質的に暴力団員がその運営に関与している者

c 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

d 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

e 暴力団又は暴力団員に経済上の利益を提供し、又は便宜を供与する等、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- f 自らの利益を得る等の目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
 - g 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難されるべき関係を有している者
- (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1 物件につき 5 万円又は入札金額の 100 分の 10 以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、資格審査の上、売り払う。

- (1) 受付及び申請書の交付をする場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

- (2) 受付及び申請書の交付をする期間

令和元年 11 月 1 日から令和 2 年 5 月 29 日まで（日曜日等及び令和元年 12 月 30 日から令和 2 年 1 月 3 日までの日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで

11 入札に係る問合せ先

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市建築都市局住宅部住宅整備課

電話 093-582-2548

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	地	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	

1	八幡東区西丸山 町799番30	宅地	138.17	2,440,000	令和元年10月 10日午前9時 30分
2	八幡東区西丸山 町813番35	宅地	103.50	2,430,000	令和元年10月 10日午前10 時
3	八幡東区東丸山 町132番17	宅地	155.94	4,700,000	令和元年10月 10日午前10 時30分
4	八幡東区西丸山 町145番38 ほか	宅地	303.63	4,130,000	令和元年10月 10日午前11 時
5	八幡東区西丸山 町145番2ほ か	宅地	335.11	4,960,000	令和元年10月 10日午前11 時30分

北九州市公告第 275 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和元年 8 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和元年度教育用タブレット端末等借入及び保守 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 2 年 1 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日まで

(4) 履行場所 市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年 9 月 12 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課

イ 日時 公告の日から令和元年9月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第2入札室

イ 日時 令和元年9月17日午前10時

(4) 競争参加資格の確認申請書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和元年9月12日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加資格の確認申請書を、北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課に提出しなければならない。

(5) 郵送による入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和元年10月15日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第2入札室

イ 日時 令和元年10月16日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
 - (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
 - (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2378

6 Summary

- (1) Product and Quantity
Leasing and maintaining tablet-type devices for municipal schools
- (2) Deadline of Tender (by hand)
2:00p.m., October 16, 2019
- (3) Deadline of Tender (by mail)
5:00p.m., October 15, 2019
- (4) For further information, please contact :School Services and
Financial Assistance Division, School Support Department,
Board of Education, City of Kitakyushu

北九州市公告第276号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・10月分） 3万2,800リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和元年10月1日から同月31日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

(5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万5,100リットル 令和元年9月頃

イ 3万3,100リットル 令和元年10月頃

ウ 2万9,600リットル 令和元年11月頃

エ 2万9,900リットル 令和元年12月頃

オ 2万5,100リットル 令和2年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムに

より行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和元年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年9月13日から同月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年9月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年9月24日午後2時10分

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
 - エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

- (1) Product and Quantity
Purchase of Gas oil
Forecasted Quantity : 32,800L
- (2) Deadline for the submission of tender
For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , September 24, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , September 20, 2019

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第277号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年8月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（10月分） 30キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 令和元年10月1日から同月31日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 39キロリットル 令和元年9月頃

イ 35キロリットル 令和元年10月頃

ウ 15キロリットル 令和元年11月頃

エ 48キロリットル 令和元年12月頃

オ 35キロリットル 令和2年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成31年2月6日

(7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く

。)の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和元年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から令和元年9月24日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。た

だし、これにより難い場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から令和元年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から令和元年9月4日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和元年9月13日から同月20日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和元年9月20日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和元年9月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 30KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , September 24, 2019

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , September 20, 2019

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 278 号

北九州市長野津田土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 19 条第 2 項の規定により次のとおり公告し、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 68 条の規定により当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、この公告の日から 1 月以内に北九州市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和 30 年建設省令第 5 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和元年 8 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

北九州市小倉南区大字津田、大字長野、津田一丁目、津田南町、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目及び長野本町四丁目の各一部

2 施行区域となるべき区域内の土地の地番

別記のとおり

3 縦覧期間及び縦覧時間

令和元年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

4 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局都市再生推進部都市再生整備課

別記

施行区域となるべき区域内の土地の地番		
小倉南区	大字津田	200 番 1 の全部 207 番 1 及び無番の一部
	大字長野	739 番 4、1040 番 3、1041 番 3、2076 番 3、2106 番 6、2107 番 2、2110 番 2、2111 番 40、2118 番 2、2119 番 2、2120 番 1、2120 番 3、2131 番 1 及び 2202 番 1 の全部 715 番 1、739 番 2、739 番 3、740

	番 1、7 4 1 番 1、7 4 1 番 4、7 4 1 番 6、1 0 3 4 番 1、1 0 4 0 番 1、1 1 0 9 番 1、2 1 1 1 番 1 3 及び無番の一部
津田一丁目	1 5 1 番 1、1 5 2 番 1、1 5 3 番 1、1 5 4 番 1、1 5 5 番 1、1 5 8 番 3 から 1 5 8 番 5 まで、1 5 8 番 1 9、1 5 9 番 1、1 5 9 番 4、2 0 2 番 1、2 0 3 番、2 0 4 番 1、2 0 4 番 2、2 0 5 番 1、2 0 5 番 2、2 0 6 番、2 0 7 番 1、2 0 7 番 2、2 0 8 番 1、2 0 8 番 2、2 0 9 番、2 1 0 番 1、2 1 0 番 2、2 1 0 番 4、2 1 1 番 から 2 1 8 番 まで、2 1 9 番 1 から 2 1 9 番 3 まで、2 2 0 番 1 から 2 2 0 番 4 まで、2 2 1 番、2 2 2 番、2 2 3 番 1、2 2 3 番 2、2 2 4 番 1、2 2 4 番 2、2 2 5 番、2 2 6 番 1、2 2 6 番 2、2 2 7 番 1 から 2 2 7 番 4 まで、2 2 8 番 1、2 2 9 番 1、2 3 1 番、2 3 5 番、2 6 4 番 1、2 6 6 番 3、2 6 8 番 1、2 6 8 番 2、2 6 9 番 1、2 6 9 番 2、2 7 0 番 1、2 7 1 番 7、2 7 2 番 1、2 7 2 番 2、2 7 4 番 1 及び 2 7 5 番 1 の全部 2 5 8 番 8 及び無番の一部
津田南町	1 7 3 番 1、1 7 4 番 3、1 9 4 番 3、1 9 5 番 1、1 9 6 番、1 9 7 番 1、1 9 8 番、1 9 9 番 1、1 9 9 番 2、2 0 0 番 2 から 2 0 0 番 1 0 まで、2 0 1 番 1、2 0 1 番 2 及び 2 0 2 番 2 の全部 無番の一部
長野東町	1 9 7 番 2、7 3 4 番 4、7 3 5 番 2 及び 7 3 5 番 6 の全部 1 8 7 番 1、1 8 7 番 2、7 3 4 番 2 及び無番の一部
長野本町一丁目	2 2 5 9 番 5 及び無番の一部
長野本町二丁目	2 1 9 6 番 1、2 1 9 7 番、2 1 9 8 番 1、2 1 9 8 番 3、2 1 9 9 番 から 2 2 0 2 番 まで、2 2 0 3 番 2、2 2 0 4 番 2、2 2 0 5 番 2、2 2

	<p>06番3、2206番4、2210番1、2211番から2215番まで、2217番、2219番、2220番1、2220番2、2221番1から2221番10まで、2222番1、2222番2、2223番から2227番まで、2228番1から2228番7まで、2229番1から2229番5まで、2230番から2235番まで、2237番、2249番1、2250番1、2251番1、2251番3、2252番、2253番、2254番1、2256番1、2257番、2258番1、2259番1、2259番2、2259番6、2260番1、2260番4、2260番5、2260番8から2260番10まで及び2336番の全部</p> <p>2195番2、2246番2、2246番3、2260番2、2260番7、2265番5及び無番の一部</p>
長野本町三丁目	<p>2099番3、2099番4、2100番1、2100番2、2101番1、2101番2、2102番1から2102番3まで、2104番1、2104番3、2104番4、2105番1、2105番3、2106番4、2107番1、2108番1、2108番3、2109番1、2109番3から2109番6まで、2112番1、2112番2、2113番1、2113番2、2114番1、2114番2、2115番1、2115番2、2116番1から2116番3まで、2117番1、2117番3、2117番4、2118番1、2118番3、2119番1、2120番2、2121番1、2121番3から2121番5まで、2122番、2124番1、2125番、2126番1、2127番1、2128番1、2129番、2130番1、2131番1から2131番7まで、2132番、2134番1、2135番1から2135番3まで、213</p>

	<p>5番6から2135番8まで、2138番1、2138番3、2139番1、2140番1、2141番2、2141番3、2142番2、2142番3、2144番1から2144番3まで、2145番1、2145番3、2146番3、2147番1、2154番、2155番1、2155番2、2156番1、2156番2、2157番1、2158番1、2159番1、2159番3、2160番、2161番1、2161番2、2161番4及び2162番1の全部</p> <p>2099番2、2145番2及び無番の一部</p>
長野本町四丁目	<p>2076番1、2076番4、2087番1、2087番3、2088番1、2088番3、2104番2及び2106番1の全部</p> <p>2076番2、2099番2及び無番の一部</p>

北九州市門司区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録日を、次のとおり定めた。

令和元年8月23日

北九州市門司区選挙管理委員会
委員長 福江三郎

登録日 令和元年9月2日

北九州市小倉北区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録日を、次のとおり定めた。

令和元年8月23日

北九州市小倉北区選挙管理委員会
委員長 花田 慶一郎

登録日 令和元年9月2日

北九州市小倉南区選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録日を、次のとおり定めた。

令和元年8月23日

北九州市小倉南区選挙管理委員会
委員長 齊藤敏尋

登録日 令和元年9月2日

北九州市若松区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録日を、次のとおり定めた。

令和元年8月23日

北九州市若松区選挙管理委員会
委員長 丸 山 野 美 次

登録日 令和元年9月2日

北九州市八幡東区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録日を、次のとおり定めた。

令和元年8月23日

北九州市八幡東区選挙管理委員会
委員長 黒野まゆみ

登録日 令和元年9月2日

北九州市八幡西区選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録日を、次のとおり定めた。

令和元年8月23日

北九州市八幡西区選挙管理委員会
委員長 井 関 貢

登録日 令和元年9月2日

北九州市戸畑区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、令和元年9月1日現在における選挙人名簿の登録日を、次のとおり定めた。

令和元年8月23日

北九州市戸畑区選挙管理委員会
委員長 松本博子

登録日 令和元年9月2日